

住所地外接種届の申請から接種までの手続きについて ～接種を行う市町村に事前の届け出が必要です～

- 1 「住所地外接種届（新型コロナウイルス感染症）」を記載し、接種券の写し（コピー）及び送付住所を記載した返信用封筒（定型、切手不要）を、袋井市健康づくり課に郵送又は持参してください。
 - 2 市が、届出を受理・確認後、申請者に「住所地外接種届出済証」を郵送又は来所で交付します。
 - 3 「住所地外接種届出済証」が届いたら、集団接種を希望する方は、袋井市ワクチン接種コールセンターに、電話で予約をしてください。インターネットでの予約も可能です。（袋井市ホームページから予約サイトへ）
 - 4 市内の医療機関（個別接種を実施する医療機関のみ）で接種を希望する方は、医療機関またはコールセンターに予約をしてください。
※かかりつけ医で接種する場合は「住所地外接種届」の必要はありません。
 - 5 接種日当日は、住民票のある市区町村で発行された「接種券」と「住所地外接種届出済証」を持参し、接種を受けてください。
 - 6 「住所地外接種届出済証」は、1枚発行します。接種会場や医療機関では回収しませんので、提示のみとし、お手元に保管してください。
- ※ 1回目接種時に掲示した「住所地外接種届出済証」は、2回目の予約・接種時にも必要となります。
 - ※ 3回目接種時には、1・2回目接種時の「住所地外接種届出済証」は使用できませんので、改めて申請してください。
 - ※ 4回目接種時には、1・2回目接種時及び3回目接種時の「住所地外接種届出済証」は使用できませんので、改めて申請してください。
 - ※ 5回目接種時には、1・2回目接種時、3回目接種時及び4回目接種時の「住所地外接種届出済証」は使用できませんので、改めて申請してください。

◇ 申請先 袋井市健康づくり課 感染症対策室
住 所 〒437-0061
袋井市久能2515-1
電話番号 0538-84-7815

◆ 予約先 袋井市ワクチン接種コールセンター
電話番号 0538-84-7813